

令和元年度 障害児入所施設等の人員基準・報酬・制度改正について

R1.8.23 障害政策課発達支援係 説明資料

I 制度（基準等）の改正等について

【1】福祉型障害児入所施設の人員基準等の内容、留意点等

【2】医療型障害児入所施設の人員基準等の内容、留意点等

【3】「児童発達支援管理責任者」に関する改正について

II 届出に関する留意点

- ・届出に関する留意点

III 就学前障害児の発達支援の無償化について

IV 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

I 制度（基準等）の改正等について

【1】福祉型障害児入所施設の人員基準の内容、留意点等

【人員基準の内容と留意点】

※主として知的障害児が入所する場合

(1) 嘱託医	(基準・最低基準) 1名以上 (最低基準) 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
(2) 児童指導員 または保育士	(基準・最低基準) おおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上 ※30人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上
(3) 栄養士	(基準・最低基準) 1人以上 ※障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
(4) 調理員	(基準・最低基準) 1人以上 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
(5) 児童発達支援管理責任者	(基準) 1人以上 (資格要件) 「実務経験」の要件及び「研修修了」の要件のいずれも満たす者 ◇【3】「児童発達支援管理責任者」に関する改正について →児発管のページ (責務・業務) ・障害児入所支援計画（個別支援計画）の作成等 ・相談及び援助 ・他の従業者に対する技術指導及び助言
(6) 心理指導担当職員	(基準・最低基準) 障害児5人以上に心理指導を行う場合に置く (最低基準) 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者
(7) 職業指導員	(基準・最低基準) 職業指導を行う場合に置く

※従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障が無い場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

【加算を算定するときに必要な人員と留意点】

※主として知的障害児が入所する場合

人員以外の加算要件については、【加算算定要件について】を参照。

重度障害児支援加算（一定の条件を満たす場合）

- ①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- ②強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修終了者

（留意点）

- ・①については、1人以上配置し、支援計画シートなどの作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シートを作成していること。
- ・②については、①に該当する者が作成した支援計画シートなどに基づき、該当する入所児童に対して支援を行っていること。

看護職員配置加算（Ⅰ）

看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）

（留意点）

- ・指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を1以上配置し、都道府県知事に届け出ること。
- ・専ら当該施設の職務に従事する看護職員であること。

注意

看護職員加配加算（Ⅱ）を算定する場合、看護職員を2名以上配置することが必要。

児童指導員等加配加算

（1）理学療法士等を配置する場合

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士もしくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

（2）児童指導員等を配置する場合

児童指導員もしくは厚生労働大臣が定める基準に適合する者

（留意点）

- ・指定入所支援基準に定める員数に加えて配置すること。
- ・常勤換算で1名以上配置すること。

福祉専門職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）

児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるもの

心理担当職員配置加算

- ・学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

（留意点）

- ・指定入所支援基準に定める員数に加えて1以上配置すること。
- ・配置した審理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、さらに加算

【加算算定要件について】

○改正概要

- ・看護師配置加算を見直し、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に更に評価する。（あわせて「看護職員配置加算」に名称を見直し）
- ・障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図る観点から、人員配置基準以上に手厚い配置をしている施設を評価するため、「児童指導員等加配加算」を新設。
- ・精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。
- ・より高度で専門的な心理指導が提供されるよう、心理担当職員配置加算について、公認心理師の資格を有する場合に更に評価する。
- ・グループホームや障害者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充。福祉型障害児入所施設においては、令和3（2021）年3月31日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定の対象とする。

○重度障害児支援加算（一定の条件を満たす場合）

- ・重度障害児支援加算を算定していること。
- ・頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行動を有し、看護を必要とする児童に対して支援を行っていること。

○心理担当職員配置加算

- ・心理指導を行うための部屋及び必要な設備を要すること。
- ・心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5人以上いること。

○看護職員配置加算（Ⅱ）

- ・医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県に届け出ること

【加齢児の地域移行等について（みなし指定の取扱い）】

平成29年度厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議において、みなし規定の期限を令和3年3月31日までとすることとなった。

【2】医療型障害児入所施設の人員基準の改正内容、留意点等

【人員基準の内容と留意点】

(1) 施設長及び 医師	<p>(最低基準) ※主として肢体不自由 肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師</p> <p>※主として重症心身障害児 内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及び二 (2)の規定により精神と組み合わせた名称を診療科目とする診療 科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相 当の経験を有する医師</p>
(2) 病院として 必要とされる従 業員	<p>(基準・最低基準) 医療法に規定する必要数</p>
(3) 児童指導員 及び保育士	<p>(基準・最低基準) ※主として肢体不自由児 おおむね障害児である乳幼児の数を10で除て得た数及び障害児 である少年の数を20で除して得た数の合計数以上(基準・最低基 準)</p> <p>(児童指導員の人数) 1人以上</p> <p>(保育士の人数) 1人以上</p>
(4) 心理指導を 担当する職員	<p>(基準・最低基準) ※主として重症心身障害児 1人以上</p>
(5) 理学療法士 又は作業療法士	<p>(基準・最低基準) ※主として肢体不自由児または重症心身障害児 1人以上</p>
(5) 児童発達支 援管理責任者	<p>(基準) 1人以上</p> <p>(資格要件) 「実務経験」の要件及び「研修修了」の要件のいずれも満たす者 ◇【3】「児童発達支援管理責任者」に関する改正について →児発管のページ</p> <p>(責務・業務) ・障害児入所支援計画(個別支援計画)の作成等 ・相談及び援助 ・他の従業者に対する技術指導及び助言</p>
(7) 職業指導員	<p>(基準・最低基準) ※主として肢体不自由児 職業指導を行う場合に置く</p>

※従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障が無い場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

【加算を算定するときに必要な人員と留意点】

人員以外の加算要件については、【加算等算定要件について】を参照。

保育職員加配加算

児童指導員または保育士

※主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関の場合

児童指導員 1以上、保育士 1以上（いずれも該当すること）

（留意点）

- ・指定入所支援基準に定める員数に加えて配置すること。
- ・常勤換算で1名以上配置すること。

福祉専門職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）

児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるもの

心理担当職員配置加算

※主として重症心身障害児に対し入所支援を行う場合を除く

- ・学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

（留意点）

- ・指定入所支援基準に定める員数に加えて1以上配置すること。
- ・配置した審理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、さらに加算

【加算等算定要件について】

○改正概要

- ・有期有目的入所において、肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、基本報酬の区分を見直し、更なる評価を行った。
- ・被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援を行う観点から、保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している施設を評価する加算「保育職員加配加算」を創設。
- ・精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。
- ・より高度で専門的な心理指導が提供されるよう、心理担当職員配置加算について、公認心理師の資格を有する場合に更に評価する。

○心理担当職員配置加算

- ・心理指導を行うための部屋及び必要な設備を要すること。
- ・心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が5人以上いること。

【加齢児の地域移行等について（みなし指定の取扱い）】

平成26年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、「入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する」こととなった。

【3】「児童発達支援管理責任者」に関する改正について(P15～P19)

1 児童発達支援管理責任者の資格要件

(1) 資格要件

次の①及び②について、いずれも満たしていること

① 実務経験の要件を満たしていること

・要件 8ページ（要約版）参照 * H31.4改正あり

② 研修修了の要件を満たしていること

研修は、旧制度においてはア及びイ、新制度においては、ア、イ及びウの研修をすべて修了していること

（旧制度：～平成31年3月31日）

ア：相談支援従事者初任者研修（基礎課程）

イ：サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修

※旧体系研修受講者は 2023 年度末までに更新研修の受講が必要（5年毎に受講）

（新制度：平成31年4月1日～）

ア：相談支援従事者初任者研修（基礎課程）

イ：サービス管理責任者等基礎研修

ウ：サービス管理責任者等実践研修（2021年度より実施）

※サービス管理責任者等研修は、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムが統一され、共通で実施されます。

※実践研修を受講するためには、基礎研修受講後、2年以上の実務経験が必要

※実践研修修了後、5年毎に更新研修を受講

【令和元年度～令和3年度までの経過措置】

実務経験を満たして基礎研修を修了した場合は、基礎研修終了後3年間は、実践研修修了者としてみなし、従事が可能（ただし、基礎研修修了後の3年間に実践研修を修了する必要あり）

2 報酬の請求（加算・減算等）に関する注意

**児童発達支援管理責任者の要件を満たす者を配置できない場合や
常勤・専任で配置できない場合**

- ・指定基準違反に該当します。
- ・報酬の請求については、個別支援計画未作成減算の適用要件に該当する場合は、該当月から減算。（個別支援計画未作成減算は、該当する利用者分のみ対象）

3 児童発達支援管理責任者に関する届出について

以下の場合、県へ届出を行わなければならない。

新規就任・変更、要件を満たす者を配置できなくなった場合や常勤・専任等の配置基準を満たさなくなった場合（報酬体制（加算、減算等）の変更）等

注意 施設・事業等については、各法令で規定する定義に該当するものである必要があります。下記要約版は、告示の内容を簡略化して記載しているので、ご注意ください。

例「障害者支援施設」→障害者総合支援法上の「障害者支援施設」であることが必要

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について（要約・簡略版）

*平成31年4月改正

実務経験の要件を満たす者

- ① 1及び2の期間が通算して5年以上であって、かつ、もし当該期間において5-Iの期間がある場合はその期間を除いた期間が3年以上である者
- ② 3の期間が通算して8年以上であって、かつ、もし当該期間において5-IIの期間がある場合はその期間を除いた期間が3年以上である者
- ③ 1～3の期間を通算した期間から、5-I、5-IIの期間を除いた期間が3年以上であって、かつ4の期間が通算して5年以上である者

1 相談支援業務

以下のアからキに掲げる者が、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

- ア
 - ・地域生活支援事業の従事者
 - ・障害児相談支援事業の従事者
 - ・身体及び知的障害者相談支援事業の従事者
- イ
 - ・児童相談所の従業者
 - ・児童家庭支援センターの従業者
 - ・身体及び知的障害者更生相談所の従業者
 - ・精神障害者社会復帰施設の従業者
 - ・福祉事務所の従業者
 - ・発達障害者支援センターの従業者
- ウ
 - ・障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者
 - ・老人福祉施設の従業者
 - ・精神保健福祉センターの従業者
 - ・救護施設及び更生施設の従業者
 - ・介護老人保健施設の従業者
 - ・地域包括支援センターの従業者
- エ
 - ・障害者職業センターの従業者
 - ・障害者就業・生活支援センターの従業者

オ ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者

カ 病院、診療所の従業者またはこれに準ずる者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
- (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者
- (3) 4別表の国家資格等を有する者
- (4) 上記のオからオに掲げる業務に1年以上従事した者

キ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

2 直接支援業務（有資格者A）

以下のアからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上の研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者（以下「社会福祉主事任用資格者等」）が、直接支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。以下同じ。）に従事した期間

ア ・障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者

- ・老人福祉施設、介護老人保健施設の従業者
- ・療養病床の従業者

イ ・障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従事者

- ・老人居宅介護等事業の従事者

ウ ・病院、診療所、薬局の従業者

- ・訪問看護事業所の従業者

エ ・特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者

オ ・学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）の従業者

カ その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

3 直接支援業務（資格なし）

上記2のア～カに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間。

4 有資格者B

別表の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

別表「国家資格等」

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、り師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士
--

5-I 以下の期間

- ・以下のア及びイを合算した期間

ア 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、**相談支援の業務**に従事した期間

イ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、**直接支援の業務**に従事した期間

5-II 以下の期間

ア 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、**直接支援の業務**に従事した期間

注1) 研修受講申込みの場合は、年度末時点での「見込み」の実務経験でも、申込みが可能な場合がありますが、実際に就任するには、就任時点で実務経験を充足している必要があります。

注2) 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が、1年あたり180日以上であるものとする。(例えば5年以上の実務経験であれば、業務の従事期間が5年以上、従事日数900日以上)

注3) 常勤、非常勤を問わず、注2)の期間と日数の両方を満たすことが必要となる。

Ⅱ 届出に関する留意点

各種届出・報告等のうち、提出する機会の多い代表的な届出（変更届、障害児入所給付費算定に係る体制届）の留意点等です。ご確認をお願いします。

1 変更届出書について

(1) 届出期限

変更後10日以内。

※ただし、建物の変更（移転、建て替え、室用途・面積の変更等）や、定員の変更等の重要な変更については、事前相談、事前確認が必要

(2) 届出するべき内容

事業所の名称、所在地、建物の平面図、各室の用途、設備の概要、法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者、事業所の管理者、児童発達支援管理責任者、主たる対象者、運営規程

(3) 添付書類について

変更内容がわかる書類の添付が必要です。

添付書類のうち、勤務体制表、職員の経歴書、資格証、実務経験証明書等に関する留意点については、下記3、4をご確認ください。

2 障害児入所給付費算定に係る体制届（加算、減算等の届）について

* 加算、減算等の追加、変更、廃止等に係る届（報酬体制の届）

(1) 届出期限

①加算の追加、単位数が増加する変更の場合 →前月15日までに※

※月の15日までに届出があった場合：翌月から適用（15日必着です）

月の16日以降に提出があった場合：翌々月から適用

②加算の廃止（算定要件を満たさなくなった場合）、単位数が減少する変更（減算含む）の場合 →すみやかに

※この場合の請求（算定）について

加算の算定要件を満たさなくなったとき、単位数が減少する事実が発生したときから、請求（算定）を中止（変更）しなければならない。

（届出後ではなく、直ちに中止（変更））

注意

加算を算定できるのは県に届出をしている報酬区分のみで、届出をしていない報酬区分の加算は算定できません。

（例：県に対し「児童指導員等配置加算（理学療法士等）」の届出をしている場合、届出内容と異なる「児童指導員等」での算定はできない。）

入所児童が新たに加算対象となるまたは加算対象でなくなる場合には、事前に児童相談所にも御連絡をお願いします。新たに判定が必要なケースや自己負担額の変更が必要なケースがあります。

(2) 提出書類

以下の①及び②の書類をご提出ください。人員配置に関わる加算の場合は、原則として、②の「変更届」の提出も必要となります。

【提出書類】

① 給付費（報酬）の体制届関係

①-1 「障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」

①-2 「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」

①-3 「障害児入所給付費算定に係る体制等 別紙様式」

※加算の種類に応じて「該当する様式」を添付

（算定要件を満たすことがわかる書類（根拠書類）添付）

② 変更届（人員配置に関わる加算の場合）

②-1 「変更届」（職員・人員配置の変更について届け出る）

②-2 「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（勤務体制表）

②-3 従業員の経歴書、資格証（写）、実務経歴証明書（原本）等

3 勤務体制表「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」について

(1) 記入上の注意点等

□「職種」の欄

職種は、原則として、基準上の職種名で記載してください。（児童指導員、保育士等）

□「資格等の種類」の欄

基準上、又は加算算定上、資格等が必要となる場合は記載してください。

なお、記載した資格等については、根拠書類の提出も必要です。

4 職員の経歴書、資格証、実務経歴証明書等について

(1) 児童発達支援管理責任者の要件確認書類について

・研修修了証（写）と実務経歴証明書（原本）が必要です。

【注意】

・研修の修了証は、「児童発達支援管理責任者研修」の修了証だけでなく、「相談支援従事者初任者研修（基礎課程）」の修了証も必要です。

(2) 保育士について

「保育証」（写）を提出してください。

【注意】

養成施設の卒業証書や保母資格証明書では該当しません。保育士証を提出してください。

(3) 複数の事業所を運営している法人の書類の提出について

職員の経歴書、資格証等の書類は、以前から勤務している職員で、過去に提出済みの場合であっても、次の場合は改めて提出してください。

○ 法人内の他の事業所から異動してきた場合

※A事業所の届出の際に提出済みであっても、B事業所の届出にあたっては、再度ご提出ください。「実務経歴証明書」について再度の提出が難しい場合は、「〇〇事業所の〇年〇月変更届に添付して提出済み」等の説明書をつけてください。

(4) 実務経歴証明書について

・原本をご提出ください。

・証明者に「証明年月日」を記載してもらうことを忘れずをお願いします。

Ⅲ 就学前障害児の発達支援の無償化について

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、令和元年10月より、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用の無償化に併せて、就学前の障害児の発達支援に係る費用も無償化される予定。

1 対象となる障害福祉サービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

※障害児入所施設においては、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから、入所施設についてもその利用者負担額（児童福祉法第24条の2第2項第2号）が無償化の対象となります。

2 対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」

【具体的な対象者の例】

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日 までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日 までの障害のある子ども

※利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続き必要になります。

IV 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

現行加算は、平成24年度に障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものである。

令和元年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとしたものである。

1 特定処遇改善加算を算定するための概要

(1) 特定加算の算定要件の確認

- ① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、その他の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること。(2020年度からの要件)

(2) 加算区分の確認

- ・ 特定加算の加算区分は、ⅠとⅡの2区分
- ・ Ⅰは福祉専門職員配置等加算を算定している場合、算定可能。(Ⅰに該当しない場合はⅡを算定可能)

(3) 特定加算の見込額の計算

- ・ 加算率に障害福祉サービス等報酬を乗じる形で計算

【計算式】

障害福祉サービス等報酬(見込)×サービス別加算率=各事業所の新加算による収入

(4) 賃上げを行う単位の決定

- ・ 同じ賃上げルールのもと賃上げを行う単位を、法人又は事業所のどちらにするかを決める。

(5) 賃上げルールの決定

① 賃上げを行う職員の範囲を決める

- ・ 経験・技能のある障害福祉人材を定義した上で、全ての職員を「A：経験・技能のある障害福祉人材」、「B：他の障害福祉人材」、「C：その他の職種」に分ける

※ Aを定義する際のルールとして、資格要件等は求めるが、10年より短い勤務年数でも可。他の法人での経験もカウント可能。

- ・ どの職員範囲で賃上げするのかを決める。(経験・技能のある障害福祉人材(A)のみ or 障害福祉人材全体(A+B) or 職員全体(A+B+C))

② 賃上げ額と方法を決める(配分ルール)

- ・ Aのうち1人以上は、月額8万円以上の賃金増又は年収440万円までの賃金増が必要。ただし、すでに年収440万円の人がいる場合は新たに設定する必要はない。小規模な事業所等はこの条件を満たさなくてもよい。

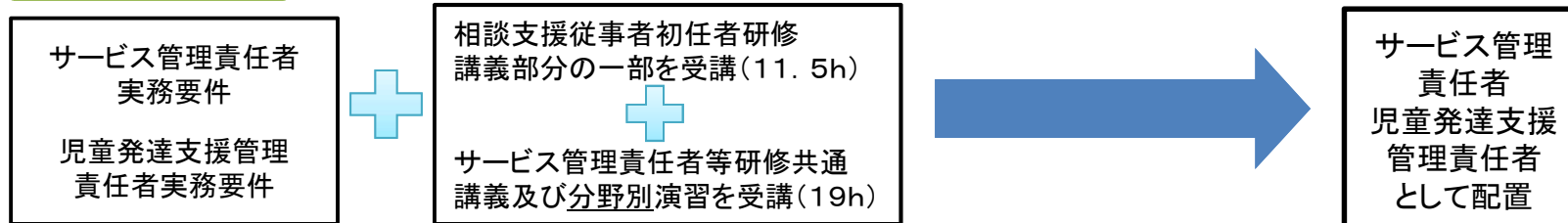
- ・ グループ(A、B、C)の平均改善額については、AはBの2倍以上、CはBの2分の1以下とすること。(A：B：C=2以上：1：0.5以下)

なお、各グループ内の一人ひとりの賃上げは、一律でもメリハリを付けても可。

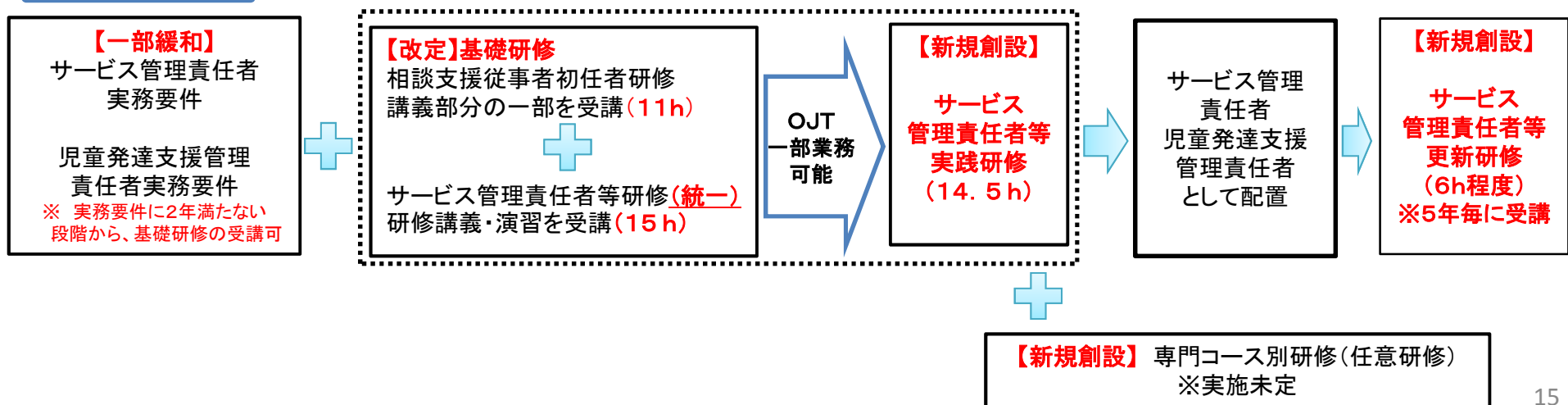
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分ける。
※ 平成31年度(2019年度)から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は2023年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。(群馬県では実施未定)
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置

改正前



改正後



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義(改正前)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習(改正前)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h



基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(改正後)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(改正後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※1 更新研修については、2019年度から実施

※2 2023年度までは「サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習」を省略することができる

※ 実践研修は2021年度より実施予定

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 新旧比較表

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サビ管等」と記載

旧制度(～平成31年3月31日)	新制度(平成31年4月1日～)
<h3>実務経験の緩和</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ○直接支援業務 10年 ○実務要件を満たして研修受講 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務(有資格) 5年 ・直接支援業務(無資格) 10年 ・国家資格者による相談・直接支援業務 3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○直接支援業務 8年 ○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務(有資格) 5年→3年 ・直接支援業務(無資格) 8年→6年 ・国家資格者による相談・直接支援業務 3年→1年
<h3>配置時の取扱いの緩和</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ○研修修了後にサビ管等として従事可 ○個別支援計画はサビ管等のみが作成可 	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサビ管等が1名配置されている場合、基礎研修修了者を2人目のサビ管等として配置可 ○基礎研修修了者は、個別支援計画の原案作成可
<h3>研修分野統合による緩和</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ○サービス管理責任者の各分野(第1～第4分野)、児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○修了した分野のサビ管等として従事可 	<ul style="list-style-type: none"> ○全分野(児童発達支援管理責任者含む)のカリキュラムを統一し、共通で実施 ○全分野のサビ管等として従事可

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 Q&A

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サビ管等」と記載

項目	質問	回答
1	平成30年度までにサビ管等研修を修了した者の取扱いはどうなるのか。	新制度の「実践研修」修了者とみなす。そのため、引き続きサビ管等として配置可。ただし、2023年度末までに更新研修を受講する必要がある。
2	分野が統一になるが、他の分野のサビ管等になりたい場合はどうするのか。	「実践研修」修了者(みなし含む)は、分野の概念がないため、すべての分野のサビ管として配置可。ただし、児発管はサビ管と実務要件が異なるため、実務要件を満たしている場合は従事可。
3	「更新研修」を5年間以内に受講しなかった場合、サビ管等としての資格はどうなるのか。	サビ管等としての資格は失効となる。しかし、「実践研修」を修了することで再びサビ管等として従事可。
4	「基礎研修」を修了した者の取扱いはどうなるのか。	人員基準上の2人目のサビ管等として配置可。個別支援計画の原案が作成可。
5	「基礎研修」を受講しても、サビ管等として従事することができないのか。	実務要件に達する2年前から研修受講が可能であるが、経過措置として、実務要件を満たした状態で受講した場合は、受講後3年間は「実践研修」修了者とみなすため、従事可。

新制度によるサービス管理責任者等の 資格要件に関するフロー図

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サービス管理責任者等」と記載
※厚生労働省告示第109号(平成31年3月29日)に基づき作成

サービス管理責任者等としての実務要件
を満たしている

サービス管理責任者等としての実務要件
から2年引いた年数を満たす実務経験有り



①相談支援従事者初任者研修(講義部分)

②サービス管理責任者等基礎研修



③サービス管理責任者等実践研修

①～③の研修すべてを修了することにより、サービス管理責任者等として従事可。
ただし、実務経験を満たして基礎研修を修了した場合は、基礎研修修了後3年間は、
サービス管理責任者等実践研修修了者としてみなし、従事が可能。
※平成31年4月1日～令和4年3月31日までに基礎研修を修了した者に限る。